

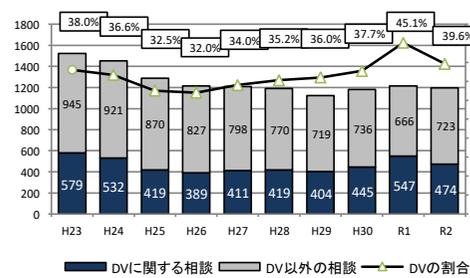
県内のDVの状況

【女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)実績】

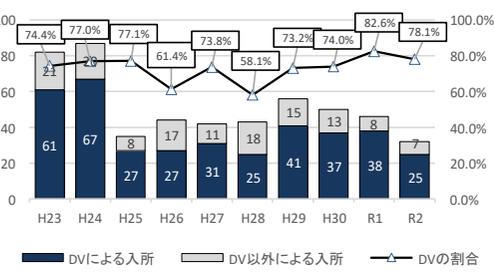
近年、相談件数は緩やかな減少傾向であるが、30年度及び元年度は増加した。一時保護件数は25年度に大きく減少し、その後DVによる入所件数は、20件後半から40件の間で推移している。うち、男性からの相談件数は年間数件程度で推移、男性のDV被害者の一時保護については、24年度に2件、令和2年度に1件あった。

一時保護の平均在所日数は11日から16日と2週間程度で推移しており、一時保護者のうち5割から7割の方が同伴者(うち約9割は中学生以下の児童。)を伴っている。また、精神的なケアが必要など、**複雑・多様な事情を抱えた対応困難なケースもあることから、引き続き関係機関との連携が必要。**

●相談件数推移(※月ごとの実人員を足したもの)



●一時保護件数推移

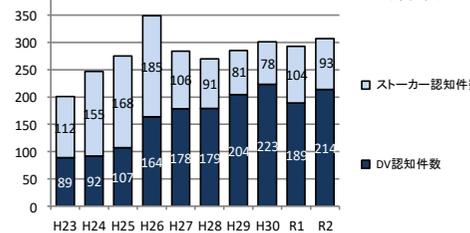


【警察・裁判所 DV関連実績】

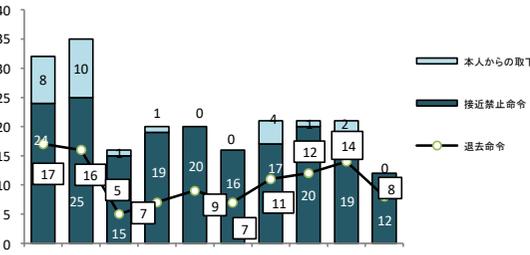
高知県警察では、DV事案に対しては事件化や加害者に対する指導・警告などを行っているものの、管内におけるDVの認知件数は増加傾向にある。ストーカーの認知件数については、H24～H26年度については増加が著しかったが、H27年以降は、90～100件台の間で推移している。

一方、裁判所からの接近禁止命令や退去命令は平成24年度をピークに減少、25年度からは、10件から20件の間で推移している。

●高知県警察におけるDV及びストーカー認知件数推移(暦年)



●DV防止法による保護命令の状況

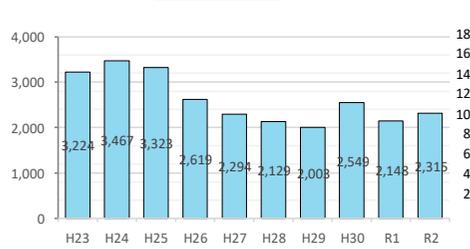


【民間シェルター「あいあいネット」実績】

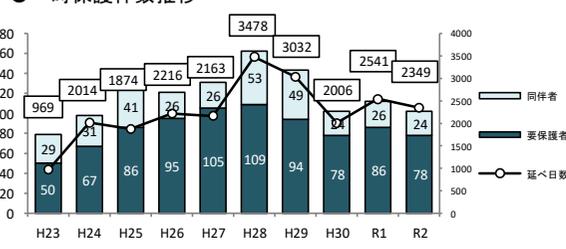
相談件数については、平成24年度をピークに29年度まで減少傾向にあったが、30年度は増加し、その後横ばいである。一時保護件数及び延べ保護日数は28年度をピークに減少傾向にある。

DV被害者支援における**民間シェルターの役割が重要なことから、県では平成19年度から運営費補助を実施している。**(H19:532千円、H20～H27:721千円、H28～H29:1,000千円、H30:915千円、R元～:1,000千円)

●相談件数推移(※のべ件数)



●一時保護件数推移



【県の主な取組実績など】

- (民間支援団体と連携した広報・啓発等の実施)
- ・相談窓口周知・啓発用ポケットカードの作成及び街頭等での配布・量販店等での掲示、高知城パープルライトアップの実施。
- (ブロック別DV関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワークの開催)
- ・ブロック会議:市町村(DV担当課、母子、福祉、高齢者、障害者などDV被害者に関わる幅広い所属)、警察署を中心とした関係機関が出席。県内5ヶ所(福祉保健所のブロックごと)で開催。県内のDVの状況を説明した他、少人数のグループに分かれ、それぞれの取組状況や課題等を出し合い、意見交換を行う場も設けた。(R2年度は新型コロナ拡大のため中止し、資料送付)
- (専門研修及びスーパーバイズの実施による、相談員の専門性の向上)
- ・こうち男女共同参画センター『ソール』での、相談員スキルアップ研修の実施(年3回、R2年度は1回)
- ・県外等で開催される専門研修に相談員等を派遣、スーパーバイズによる専門性の向上を図った。
- (民間施設や社会福祉施設等との連携による避難場所の事前確保)
- ・一時保護委託先として、母子生活支援施設、児童養護施設、民間シェルター等と年度当初に契約。
- (民間シェルターへの活動費助成)
- ・「民間シェルター運営費補助金」による活動費の補助(H19:532千円、H20～H27:721千円、H28～H29:1,000千円、(ソールにおける男性相談の実施)、H30:915千円、R元～:1,000千円)
- ・相談件数 H24:19件、H25:31件、H26:43件、H27:60件、H28:46件、H29:50件、H30:50件、R元:52件、R2:57件

県民意識調査結果(抜粋)

【令和元年度「男女共同参画社会に関する県民意識調査」より】 ※前回調査は選択肢の一部文言が異なります。
暴力に関する認識は全体的に高まっており、**県民のDVの認知度は向上している一方、身体的暴力に比べ精神的暴力に対する認識が低い傾向**にある。

また、DVを直接経験した割合や身近に見聞きした割合は前回調査時(平成26年度)と同程度であるが、これらを合わせると6割弱となる等の課題が認められるため、今後も広報啓発を充実させていくことが必要。

DVに関する相談をしなかった割合は5割弱を占めるが、その理由として、「どこに相談していいのか分からない」が約1割、「相談しても無駄だと思った」が3割弱、「相談するほどのことではないと思った」が約4割となっていることから、**相談窓口の更なる周知を行うとともに、相談対応者のスキルアップ等**、相談窓口の強化、充実に向けた更なる取組が必要。

また、「DVなどを予防し、なくすために必要と思われること」として、DV被害の未然防止を図るために、**若年者への教育**(約3割)や、**加害者への対応の充実**(約3割)が求められている。
詳細については別紙グラフを参照。

国や他県の動き等

【法律の改正等】

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
- ・生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)からの暴力も法の適用対象になった。(平成25年改正)
- ・相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。
- また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれた。(令和2年4月施行)
- 「刑法」
- ・110年ぶりに、性犯罪関連規程を大幅に見直し、強姦罪の名称を「強制性交等罪」に変更し、法定刑を引き上げたほか、「親告罪」規程を撤廃する等、性犯罪を厳罰化した。(平成29年7月施行)

【DV相談事業の拡充】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されることから、全国からの相談に対応する窓口「DV相談プラス」を設置。(R2.4.20開始)

【性犯罪・性暴力対策の強化】

- ・令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間とし、被害者支援策の充実、ワンストップ支援センターの抜本的機能強化、体制の充実、連携強化等を図る。(R2.6内閣府通知)

【女性活躍加速のための重点方針2020について】

- ・「女性活躍加速のための重点方針2020」の中で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「困難を抱える女性への支援」が盛り込まれている。(R2.7内閣府通知)

【AV出演強要・JKビジネス問題】

- ・アダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス問題の深刻化に伴い、国の関係府省が対策会議を設置した。(H29.3)

【婦人保護事業】

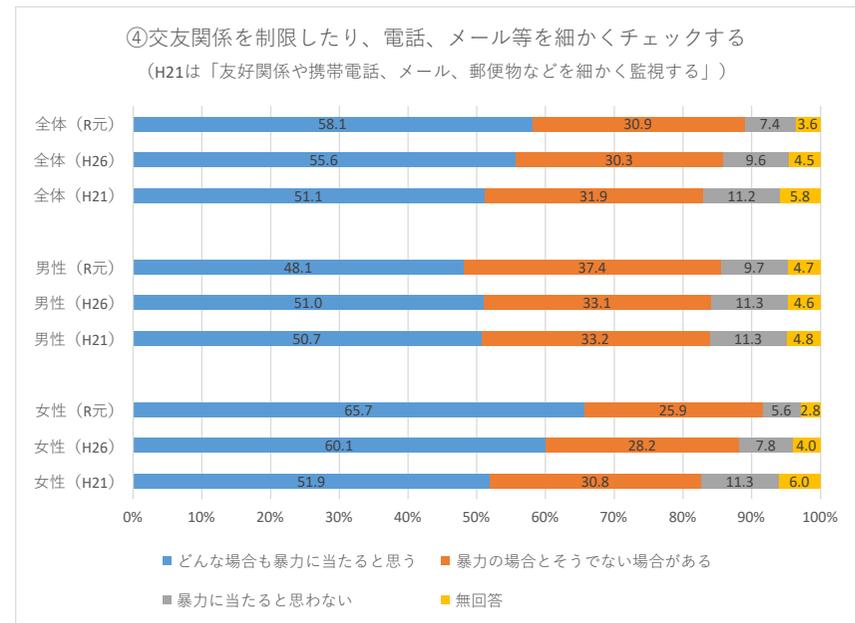
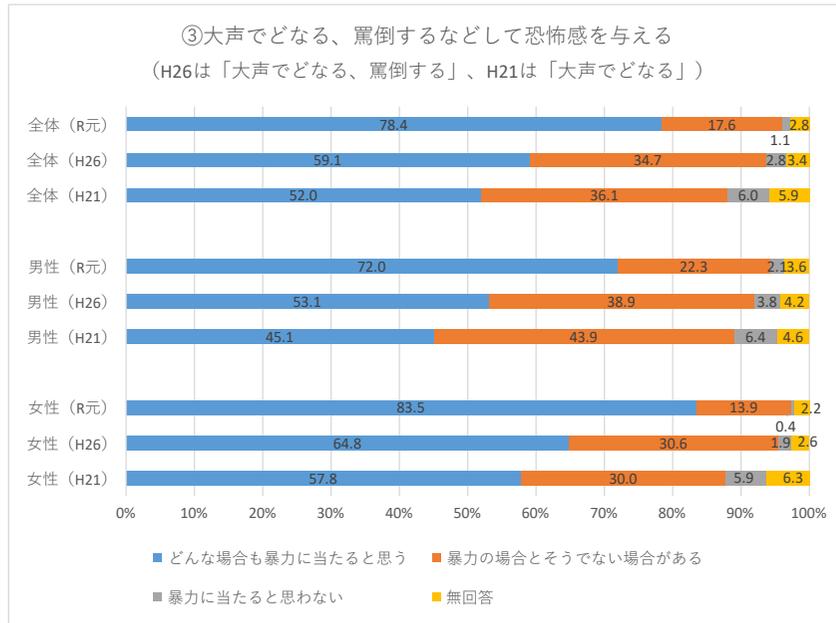
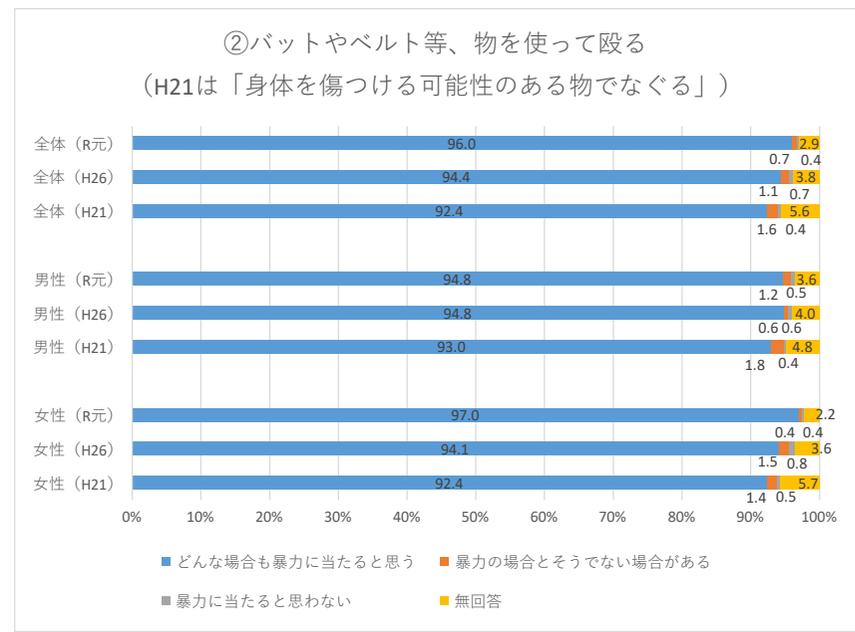
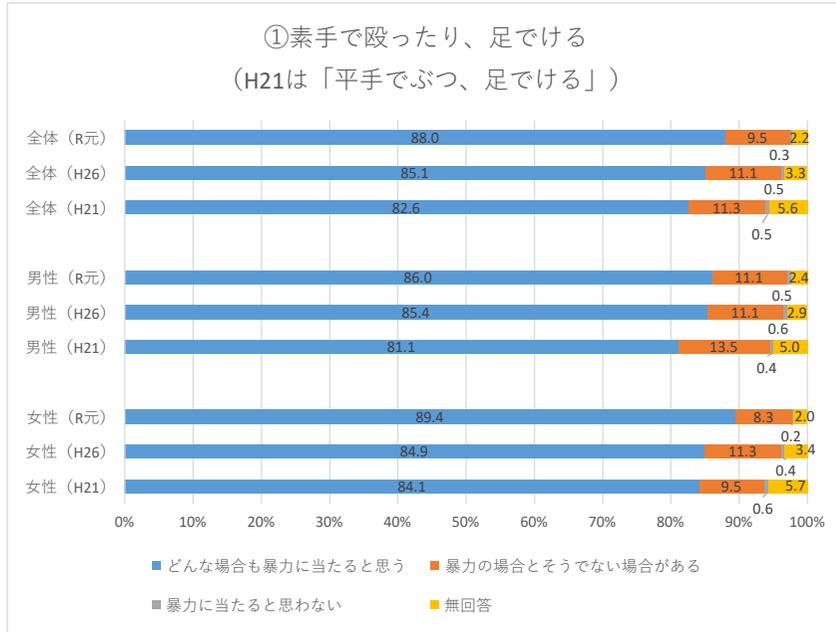
- ・国は平成29年から平成30年に全国で実施された「婦人保護事業における支援実態等に関する調査」の結果を踏まえ、平成30年から令和元年に「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を計9回開催している。

【市町村のDV基本計画策定状況】 ※令和2年10月基本計画策定状況調(内閣府)時点

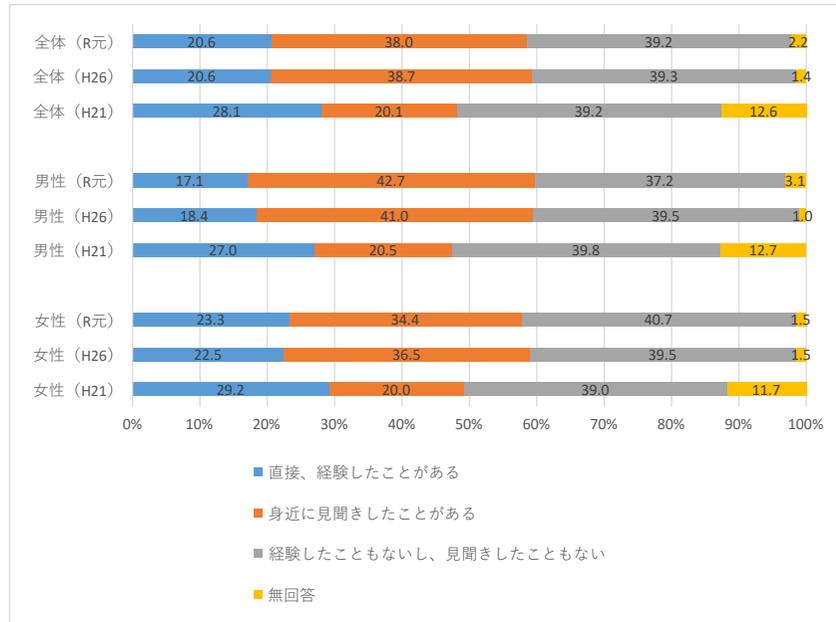
DV被害者支援のベースとなる**DV基本計画を策定済みの市町村は11市町村**(室戸市、南国市、土佐市、四万十市、香南市、安田町、いの町、中土佐町、佐川町、日高村、四万十町)にとどまっている(※男女共同参画プランとの一体的な策定を含む。)

男女共同参画に対する県民意識調査(DV関係抜粋)

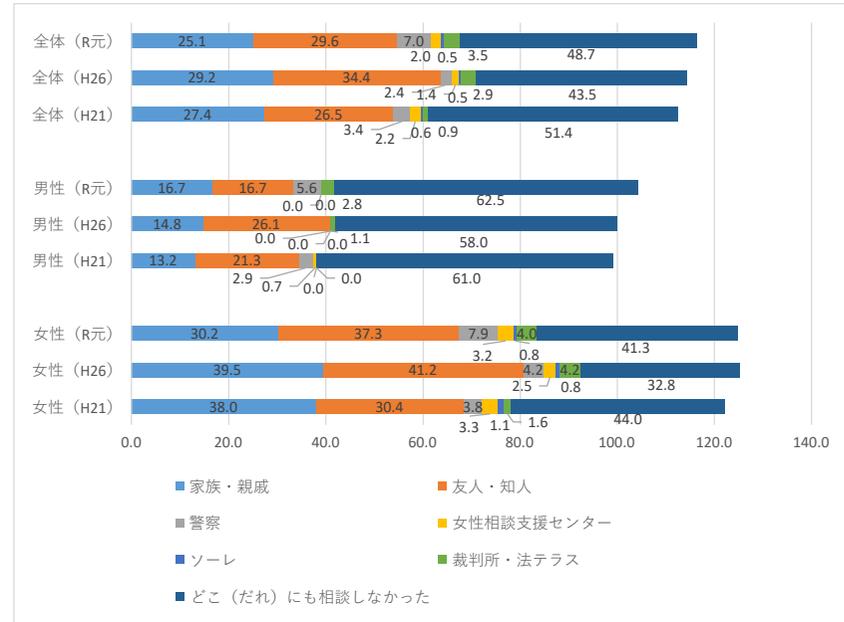
1. 配偶者・恋人からの行為に対する暴力認識



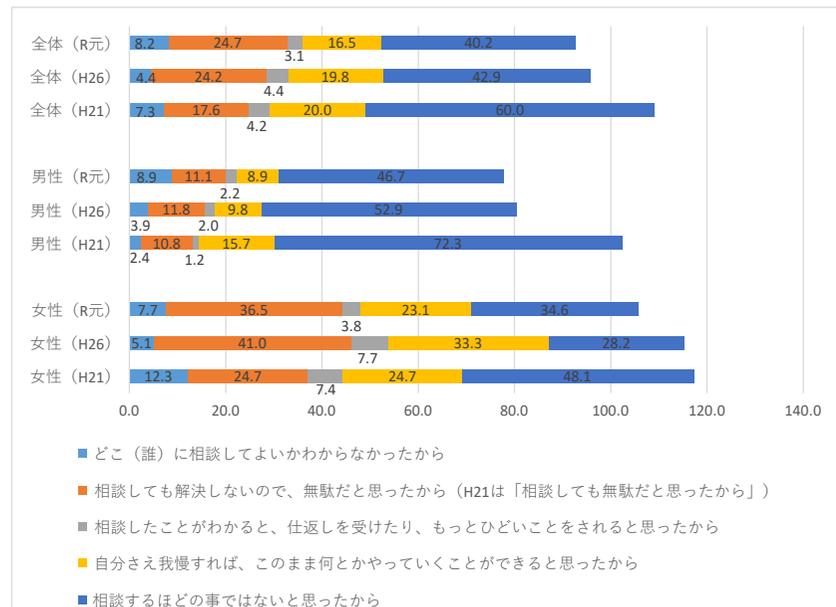
2. 配偶者・恋人からの暴力(DV)経験の有無



3. 配偶者・恋人からの暴力(DV)行為についての相談相手(複数選択可)



4. 相談しなかった理由(複数選択可)



5. DVなどを予防し、なくすために必要と思われること(複数選択可)(H21は本設問なし)

